

滋賀県水稲、麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱

滋賀県農政水産部長通知

制定 平成30年3月27日付け滋農経第249号

改正 令和3年4月1日付け滋農経第331号

(趣旨)

第1条 本県は耕地に占める水田の割合が9割以上を占め、水稲、麦類、大豆等を中心とした水田農業が展開されており、これらの作物を高品質で安定的に生産するためには、優良な種子の安定的な生産および供給が必要であり、そのために必要な措置について持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例（令和2年滋賀県条例第54号）第10条に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(奨励品種の指定等の基準)

第2条 知事は、水稲、麦類および大豆（以下「主要農作物」という。）の種子の作付が見込まれる地域（以下「作付予定地域」という。）における気象、土壌条件、水利条件、農業者の経営内容、技術水準、需要見込み等を十分考慮し、別紙1に定める基準に基づき、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種（以下「奨励品種」という。）を指定、または廃止する。

(意見の聴取)

第3条 知事は、奨励品種の指定等を適正に行うため、民間の品種育成関係者、滋賀県農政水産部、滋賀県農業技術振興センター、各農業農村振興事務所、農業者の組織する団体のそれぞれの職員、主要農作物の流通業者、および学識経験者その他の主要農作物の栽培に関する知見を有する者によって構成される奨励品種の指定等に関する会議を開催し、次に掲げる事項について意見聴取する。

- (1) 奨励品種の指定等の基準に関する事項
- (2) 奨励品種の指定および廃止に関する事項
- (3) その他奨励品種の適正な普及等に関する事項

(奨励品種決定調査)

第4条 滋賀県農業技術振興センター所長は、作付予定地域における奨励品種を指定するために必要な調査（以下「奨励品種決定調査」という。）に供試される品種の選定にあたり、民間の品種育成関係者、農業者の組織する団体および各農業農村振興事務所の職員その他主要農作物の栽培に関する知見を有する者によって構成される奨励品種決定調査検討会を開催し、次に掲げる事項について意見聴取する。

- (1) 奨励品種決定調査に供試される品種に関する事項
- (2) 奨励品種決定調査の方法および調査結果の取りまとめ方法に関する事項
- (3) その他、調査の実施に関して必要な事項

2 奨励品種決定調査は、別紙2により滋賀県農業技術振興センターおよび各農業農村振興事務所が実施する。

3 奨励品種決定調査に供試される品種の作付予定地域における栽培適性ならびに流通および販売上の適性等については、当該作付予定地域の営農実態や農業技術に知見を有する滋賀県農業技術振興センター、各農業農村振興事務所、農業者の組織する団体のそれぞれの職員、当該品種の育成関係者その他の者の助言に基づき判断する。

4 調査に用いるほ場の基本的な管理は、調査実施者または調査実施者から委託を受けた農業者等が実施する。

5 奨励品種決定調査は、公的機関の開発品種のみならず、民間事業者が開発した品種についても調

査の対象とする。

- 6 奨励品種決定調査の実施を希望する民間事業者等は、次の表に掲げる区分に従い、期日までに滋賀県農業技術振興センター所長に申請を行う。

区 分	期 日
水稲	1 月末日
麦類	8 月末日
大豆	3 月末日

(滋賀県主要農作物種子生産計画の策定)

第5条 知事は、主要農作物の種子の安定的な供給を図るため、一般社団法人滋賀県種子センター（以下「種子センター」という。）と協力し、主要農作物の種子の生産が行われる期日までに、別添様式第1号により次に掲げる事項を内容とする滋賀県主要農作物種子生産計画（以下「種子計画」という。）を策定する。

- (1) 主要農作物の種子の需給の見通しに関する事項
 - (2) 第7条に基づき行う主要農作物の一般種子の生産ほ場（以下「一般種子ほ場」という。）における一般種子の生産に関する事項
 - (3) その他主要農作物の種子の安定的な供給に関する事項
- 2 種子計画は、原則として本県の奨励品種を対象として策定する。
- 3 種子計画を策定したときは、主要農作物の種子の供給に係る関係者にその内容を周知する。

(原種等の供給)

第6条 知事は、奨励品種に指定した品種および知事が特に必要と認める品種の原種および原原種（以下「原種等」という。）の供給を行う。

- 2 知事は、原種等の安定的な供給のため、次に掲げる取組を行う。
- (1) 自ら行う生産または委託生産等により、全体として適正に供給されるよう原種ほ場および原原種ほ場（以下「原種ほ場等」という。）の面積の確保に努める。
 - (2) 委託生産により原種等を生産する場合は、種子生産に係る適正な記録を行うよう受託者に指導するとともに、その情報の提出を求める。
- 3 知事は、原種等の生産にあたっては、一般種子の栽培基準に準じるほか、次に掲げる栽培管理を行う。
- (1) 原原種
 - ア 品種の混交を避けるため、異品種からの隔離、周辺への同一品種の配置等を行う。
 - イ 1本植えまたは1粒播きによる系統栽培とする。
 - ウ ほ場段階および生産物の調製の段階において、品種本来の特性と異なる個体または種子が混入している系統の全部を除外した上で、翌年の原原種の生産に用いる原原種を系統別に保存するとともに、残余の個体を原種の生産に用いる。ただし、保存する原原種の系統は、品種の固定度に応じ適切な数を選択する。
 - (2) 原種
 - ア 第3項第1号アに同じ。
 - イ 異種、異品種等の個体が発見しやすいよう、可能な限り疎植または薄播きとする。

(一般種子の生産)

第7条 一般種子の生産は、種子計画に定めた品種について行う。

- 2 一般種子の安定的な供給のため、次に掲げる取組を行う。
- (1) 一般種子の生産者またはその組織する団体（以下「一般種子生産者」という。）は、種子センター代表理事と採種生産契約を締結し、採種ほ場が確定後速やかに、別添様式第2号による種子

生産計画書を提出する。

(2) 種子センター代表理事は、前項により種子生産計画書の提出があった場合は、これを受理し管轄する農業農村振興事務所長にその写しを送付する。

(3) 本県外から一般種子の供給要請を受けた場合、種子センターは、配付先および配付量について、全国主要農作物種子安定供給推進協議会を通じて調整する。

3 一般種子生産者は、一般種子ほ場を設置する場合は、次に掲げる全てを満たすこととする。

(1) 生産しようとする品種の栽培に適した気象、土壌、用水等の条件を有する地域内に、可能な限りほ場が集中していること。

(2) 周辺のは場における植物、混交の可能性のある植物の花粉、病原体または汚水等から一般種子の生産が重大な支障を受けるおそれのないこと。

(3) ほ場が種子生産を効率的に行い得る適切な面積を有していること。

(4) ほ場に別添様式第3号を参考として標札または標柱の設置を行うこと。

(5) 一般種子生産者は必要な知識および技術を有する者であって、そのほ場は善良な状態で管理するとともに、種子生産に係る適正な記録を行うこと。

(6) 一般種子の生産に必要な機械および施設を利用できる体制を有していること。

4 一般種子生産者は、次の表に掲げる区分に従い、期日までに管轄する農業農村振興事務所長に審査請求を行う。

(1) ほ場審査

区分	期日
水稲	6月末日
麦類	2月末日
大豆	7月末日

(2) 生産物審査

区分	期日
水稲	7月末日
麦類	4月末日
大豆	10月末日

5 農業農村振興事務所長は、4に基づく審査請求があったときは、別紙3に基づきほ場審査および生産物審査を実施し、その結果について審査証明書を交付する。

(一般社団法人滋賀県種子センターの役割)

第8条 種子センターは、次に掲げる事項について協議を行い、その結果を知事に報告する。

(1) 年間の種類別および品種別の主要農作物の種子の需給の見通しに関する事項

(2) 主要農作物の種子の生産、流通に関する事項

(3) 主要農作物の種子の備蓄に関する事項

(4) その他主要農作物の種子の安定的な供給に関する事項

2 種子センターは、前項に定めるもののほか、次に掲げる取組を行う。

(1) 主要農作物の種子の生産、流通量の実績等について構成員から情報を収集すること。

(2) 主要農作物の優良な種子の生産、流通の促進のため、構成員等を指導すること。

(3) 民間事業者や他の都道府県が行う主要農作物の種子の生産等に関する情報を収集し、構成員等に提供すること。

(4) 種子の残量処理、事故処理または災害補償のための基金の設置、運営を行うこと。

(優良な種子の生産のための助言、指導)

第9条 知事は、主要農作物の一般種子生産者に対し、優良な種子生産のために必要な助言および指導を行う。

付 則（平成30年3月27日付け滋農経第249号）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）および関係規則等により実施された手続その他の行為であって、この要綱の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によって行われたものとみなす。

付 則（令和3年4月1日付け滋農経第331号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に本要綱に基づき実施された手続その他の行為であって、この要綱の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によって行われたものとみなす。

奨励品種の指定等の基準

1 奨励品種の指定基準

- (1) 知事は、次の基準のいずれかを満たす品種のうち、普及上特に優良な品種の中から奨励品種を指定する。
 - ① 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性および生産物の利用上の重要な特性を総合的に勘案し、本県における既存の奨励品種と比較して明らかに優れていると認められること。
 - ② 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性または生産物の利用上の重要な特性のいずれかについて、対照品種と比較して明らかに優れていると認められること。
- (2) 奨励品種に決定しようとする品種については、滋賀県農作物奨励品種等指定規程（昭和28年6月17日滋賀県告示第186号）に基づき指定する。
- (3) その他、必要な基準については、基本要綱第3条に定める奨励品種の指定等に関する会議において別途定める。

2 奨励品種の廃止基準

知事は、奨励品種の指定後、次のいずれかに該当すると認められるときは、必要に応じて当該奨励品種を廃止する。

- (1) 奨励品種の特性が変化し、1の(1)の基準を満たさなくなった場合
- (2) 作付予定地域で栽培上重要な特性または生産物の利用上重要な特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合
- (3) 新たな奨励品種によって代替が可能である場合
- (4) 当該品種の種子の供給が困難となった場合

奨励品種決定調査の方法

1 調査対象品種の選定方法

(1) 奨励品種決定調査の対象となる品種（以下「調査対象品種」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たすものの中から、基本要綱第4条第1項に掲げる奨励品種決定調査検討会の調査、検討を経て滋賀県農業技術振興センター所長が選定するものとする。

- ① 調査に支障のない程度に品種の固定が進んでいること。
- ② 調査に必要な種子が十分供給されること。
- ③ 滋賀県農業技術振興センター所長が定めた病虫害抵抗性その他の主要な特性について、検定により明らかにされていること。
- ④ 本県の対照品種との比較栽培試験等により、優れた点が認められること。

(2) 品種の育成者または種子供給者（以下「育成者等」という。）は、調査を受けようとする品種について、(1)の①から④までの事項に関する資料を添えて基本要綱第4条第6項に定める期日までに申請を行う。

(3) (2)の申請について、奨励品種決定調査検討会が更に知見の収集が必要と判断した場合は、育成者等が追加的に必要な調査の実施や知見の収集を行った上で再度申請する。

2 調査の期間

調査の期間は、現地調査を含めて、原則5年以内とする。

3 調査に用いる品種

調査には次の品種を用いる。

(1) 標準品種

原則として、本県内もしくは普及させようとする地域もしくは用途で、既に広く普及している品種

(2) 比較品種

特定の形質を比較するための品種

4 調査の概要

(1) 調査は基本調査および現地調査により行う。

(2) 調査の栽培試験における耕種概要の基準は、以下のとおりとする。

奨励品種決定調査の耕種概要

調査の種類		農作物の種類	区制		耕種法の種類
			1区面積	区数	
基本調査	予備調査	水稻 麦類 大豆	6㎡以上 10㎡以上 12㎡以上	2区以上	作期、施肥水準等については、本県に最も普及している耕種様式により調査を行う。
	本調査	水稻 麦類 大豆	6㎡以上 10㎡以上 12㎡以上		
現地調査		水稻 麦類 大豆	20㎡以上	2区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について調査対象品種の普及対象地域に最も普及している耕種様式により調査を行う。

5 調査項目

調査項目は以下のとおりとする。この際、調査対象品種に係る他の都道府県その他の機関の調査結果等の既存の知見によって当該調査対象品種の特性が既に明らかになっている場合は、当該特性に係る調査項目を省略することができる。また、供試品種、系統で想定される用途に応じて調査項目を追加することができる。

奨励品種決定調査の調査項目

調査の種類		調査の項目
基本調査	予備調査	<p>1 水稻 播種期、移植期(直播の場合は入水期)、出穂期、成熟期、発芽の良否(直播の場合に限る。)、稈長、穂長、穂数、全重、玄米収量、標準品種との玄米収量の比較比率、玄米千粒重、玄米品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性、有望度および有利または不利とした形質</p> <p>2 麦類 播種期、出穂期、成熟期、発芽の良否、稈長、穂長、穂数、子実収量、千粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性、有望度および有利または不利とした形質</p> <p>3 大豆 播種期、開花期、成熟期、発芽の良否、莖長、分枝数、子実収量、百粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性、有望度および有利または不利とした形質</p>
	本調査	<p>1 水稻 予備調査の項目に次の項目を追加する。 ・心白または腹白の多少、とう精歩合および食味</p> <p>2 麦類 予備調査の項目に次の項目を追加する。 ・容積重および子実加工品の品質</p> <p>3 大豆 予備調査の項目に同じ。</p>
現地調査		<p>1 水稻 基本調査の予備調査の項目に同じ。</p> <p>2 麦類 基本調査の予備調査の項目に同じ。</p> <p>3 大豆 基本調査の予備調査の項目から分枝数を除いたもの。</p>

別紙 3

ほ場審査および生産物審査の実施に係る基準および方法等

1 審査機関

- (1) ほ場審査および生産物審査（以下「審査」という。）を行う審査員は、主要農作物の種子の生産および管理に関し必要な知識および技術を有する農業技術職員の中から知事が指定する。
- (2) 知事は、審査事務を円滑かつ効率的に実施するため、主要農作物の種子の生産および管理に関し必要な知識および技術を有する者の中から、必要に応じて事務を補助する者（以下「審査補助員」という。）を委嘱し、審査の事前準備その他の補助事務を行わせることができる。
- (3) 主要農作物の種子を安定供給することの重要性に鑑み、知事は、3に掲げる基本事項に基づき、審査補助員に確認事務を行わせ、確認済みの農産物または種子を抽出して審査を行う等、審査の効率化を図ることができる。このような場合でも、当該抽出審査中に不合格の農産物および種子を認めた場合には、直ちに個別審査に切り替えることとする。

2 審査の進め方

- (1) 審査は、一般種子生産者の請求により行う。ただし、請求に係る一般種子の生産が他からの委託により行われる場合には、当該委託者が申請者の一覧表を附して代理請求を行うことができる。
- (2) 農業農村振興事務所長は、必要に応じて、審査事務の実施前に審査員、種子センターその他の関係者を招集し、審査の方針および計画を協議する。
- (3) 農業農村振興事務所長は次の方法により審査の手続きを行う。
 - ① 農業農村振興事務所長は、審査請求者に対し、審査に先立って、ほ場に別添様式第3号を参考として標札または標柱を設置するとともに、審査対象ほ場の境界を標識等により識別できるように措置するよう指導する。
 - ② 審査は、原則として審査請求者および種子センターの担当者の立ち会いの下に行う。
 - ③ ほ場審査および生産物審査は、極力同じ審査員および審査補助員が担当する。これが困難である場合には引継ぎのための連絡を十分に行う。
 - ④ 審査に当たっては、審査の基準を厳格に運用する。ただし、現状では基準に適合しないものであっても、抜取り、再調製等により基準に適合すると認められる場合には、必要な措置を指導した後、再審査を行う。
 - ⑤ 審査の結果は、野帳を作成して詳細に記録するとともに、不合格とするときは審査請求者に対し不合格の理由を示す。
- (4) 農業農村振興事務所長は、審査の結果、審査の基準に適合すると認めるときは、審査請求者には場審査にあつては別添様式第4号を、生産物審査にあつては別添様式第5-①号または別添様式第5-②号により審査済みである旨の証明書を交付する。
- (5) 農業農村振興事務所長が生産物審査証明書を交付する場合は、次の方法による。
 - ① 生産物審査証明書を審査請求者の便宜を考慮して種子の包装ごとに表示する。
 - ② 種子の包装を小分けして販売する場合に、生産物審査証明書が交付されている旨を種子の購入者に明らかにするため、別添様式第5-③号により中札を小分けした袋に表示することができる。また、審査員が包装袋に証明印を押なつすることにより証明書の交付に代える場合の証明印は、別添様式第5-④号を参考とする。
 - ③ 同質遺伝子品種に係る生産物審査証明書の交付は、次の方法による。
 - (ア) 同質遺伝子品種に係る原種または一般種子を個別に生産した後混合して販売する場合には、混合する前に生産物審査を行い、合格したものに限り混合する。ただし、混合後の生産物審査証明書の「品種名」の欄に、混合したすべての品種名およびその混合比率（重量も

しくは容積または重量比もしくは容積比)ならびに当該原種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入する。

なお、同質遺伝子品種(原原種を除く。)を個別に生産して個別に販売する場合は、一般品種と同様の扱いとする。

- (イ) 同質遺伝子品種の原種を混合して一般種子を生産する場合には、生産物審査証明書の「品種名」の欄に、混合したすべての品種名および当該原種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入する。
- (6) 農業農村振興事務所長は、円滑かつ適正な審査を実施するため、次の事項について調査、助言および指導を行う。
- ① ほ場審査前
 - (ア) 種子の予措の方法および育苗の管理方法
 - (イ) 播種日または移植日
 - (ウ) 病虫害発生状況および防除の方法
 - (エ) 異種、異品種等の個体の抜取り状況
 - (オ) ほ場の管理状況
 - ② 生産物審査前
 - (ア) 収穫、乾燥、調製および包装の方法ならびに農機具の清掃の方法
 - (イ) 種子の調製用機械、施設の調整の方法
 - ③ 審査の終了後
 - (ア) 優良な種子を生産するために改善すべき事項
- (7) 農業農村振興事務所長は、審査の結果、不適合と認められたほ場については、基本要綱第7条の3の(4)に基づき設置された標札または標柱を撤去させるとともに、当該ほ場の生産物が種子として取り扱われないよう、当該生産物の処分について適切に行うよう指導する。
- (8) 農業農村振興事務所長は、審査を終了した場合(ほ場審査にあつては最終期)は、次の審査成績書を作成するとともに、滋賀県農政水産部長および種子センター代表理事に送付する。
- ① ほ場審査成績書(別添様式第6号)
 - ② 生産物審査成績書(別添様式第7号)

3 基本事項

- (1) 種子生産用種子の取扱い
 - ① 原原種を生産するために用いる種子は、生産する品種の育成者もしくはその者の所属する機関の直接の管理の下に適正に生産され、当該育成者もしくは当該機関が適正と認める旨の文書が添付された育種家種子または系統別に保存されている原原種とする。
 - ② 原種を生産するために用いる種子は、原原種とする。
 - ③ 一般種子を生産するために用いる種子は、原種とする。ただし、一般種子の生産を緊急に行う必要がある場合等、特別な事情があると認められる場合に原原種を用いることができる。また、災害等により、原種の供給が困難となった場合等、特別な事情がある場合は一般種子を用いることができる。
- (2) 審査の単位
 - ① ほ場審査では、農道、畦畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位とする。
 - ② 生産物審査では、1包装を単位とする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作製することが可能な場合には、抽出またはばら審査を行うことにより当該荷口を1単位とする。
- (3) 審査の時期および回数
 - ① ほ場審査は、次の各時期を行うことを基本として、農業農村振興事務所、種子生産者、種子センターで日程を調整した上で実施する。また、当該時期における確認では適正な審査を実施

することが困難な場合には、別の適切な時期に加えて行う。

また、審査はほ場全体の状況が十分確認できる方法で行い、早朝および夕方を避け、好天日に実施する。

	審査時期	第1期	第2期
種類			
水稲および麦類		出穂期	糊熟期
大豆		開花期	成熟期

② 生産物審査は、種子として出荷に向けて密封する直前に行う。ただし、審査を行う上で必要な場合には、収穫後から包装、出荷までの期間に更に行う。

(4) 種子の調製

審査員は、種子の調製を行うための施設、設備について、生産物審査を実施するまでに、次に掲げる項目を確認する。

- ① 調製に当たって混種が起らないような方法が採用されていること。
- ② 調製中に種子の出所および由来が常に確認できるようになっていること。
- ③ 調製作業および種子の搬入、搬出に関する記録が適正に保存されていること。
- ④ 調製作業の責任者が確保されていること。

(5) ほ場の隔離

- ① 前作に種子生産が行われている作物と同じ作物が栽培されていた場合には、前作の収穫後1年以上を経過していなければならない。ただし、前作に同一作物の同一品種（同質遺伝子品種を含む。）の種子の生産が行われ、適正な種子生産が行われた実績を有する場合または収穫後の漏生種子の芽生を除草剤等によりの確に処分している場合はこの限りでない。
- ② 隣接の同一作物のほ場とは用排水路、畦畔、垣根、裸地等によって区分され十分な距離が確保されていない限りではない。ただし、出穂または開花期が異なる品種が隣接している場合または周縁に同一品種が栽培されている場合にはこの限りでない。

4 ほ場審査

(1) 基準（最高限度）

審査項目	異種、異品種株および品種特性が変化した変異株	雑草	種子伝染性の病虫害	その他の病虫害および気象被害	農作物の生育状況
基準	含まないこと	雑草の占有面積がほ場面積の20%以内であること	含まないこと	被害株の割合が20%以内であること	特に異常な生育を示していないこと

(注1) 異種は、異なる種類の農作物とする。異品種は、同質遺伝子品種を除くものとする。品種特性が変化した変異株は、審査対象品種のうち、当該変異が当該農作物の生産上特に支障のないものであり、当該品種に通常発生し、かつ、他の品種と同程度に発生するものであって、当該品種に由来することを当該品種の育成者または育成機関が明らかにしているものを除く。

(注2) 種子伝染性の病虫害は、次に掲げるものとする。

- 水稲：ばか苗病およびシンガレセンチュウ病
- 麦類：黒穂病、斑葉病、条斑病および粒線虫病
- 大豆：ウイルス病、黒とう病および紫斑病

(2) 方法

① 原種ほ場等の審査方法

全株について審査を行う。

② 一般種子生産ほ場の審査方法

ほ場に入って周囲を注意深く見渡すことにより、審査を行う。

③ ②の審査において混入等の著しい箇所が見出された場合でも、局所的であるときは、精密な審査を行い、雑草および被害株の除去等適切な処置をとれば種子としての使用に差し支えないと認められるものについては、所要の処置が講じられたことを確認し、再審査の上合格とすることができる。

5 生産物審査

(1) 基準

① 水稲

審査項目	最低限度	最高限度			
	発芽率	異種種子	異品種種子	雑草種子	病害虫粒
基準	90%	含まないこと	含まないこと	0.2%以内	0.5%以内 ただし、種子伝染性の被害粒は含まないこと

② 麦類および大豆

審査項目	最低限度	最高限度			
	発芽率	異種種子	異品種種子	雑草種子	病害虫粒
基準	80%	含まないこと	含まないこと	麦類 0.2%以内 大豆 0%以内	麦類 0.5%以内 大豆 10%以内 ただし、種子伝染性の病害粒は含まないこと

(注1) 百分率は、発芽率を除き、全量に対する重量比をいう。

(注2) 発芽率は、審査対象品種の純種子（成熟種子、未熟種子および被害種子（種子の内容が線虫の虫えいまたは菌体によって置き換わっているもの、水稲および麦類の場合粒の原形の1/2以下のものならびに大豆の場合粒の原形の1/2以下のものおよび子葉が1枚以下のものならびに種皮が完全に離脱したものを除く。）をいう。）に対する正常に発芽する種子の粒数割合とする。

なお、正常に発芽する種子とは、水稲および麦類の場合、十分かつ健全に発達した種子根、茎および第1葉（鞘葉から1/2以上抽出したものに限る。）を有し、かつ、種子に著しい衰弱がない芽生を生じた純種子をいい、大豆の場合十分かつ健全に発達した一次根、茎（展開した2枚の子葉を有するものに限る。）および2枚の初生葉および頂芽を有する芽生を生じた純種子をいう。

(注3) 異種種子は、当該主要農作物の種類（水稲の場合、もち、うるち別の種類に区分した場合の当該水稲の種類をいう。（注4）において同じ。）を除いた他の農作物の純種子をいう。

(注4) 異品種種子は、審査対象品種の純種子を除いた当該主要農作物の種類の純種子をいう。

(2) 方法

① 審査試料の抽出方法

荷口の作製方法、審査場所の状況等を勘案して、次のいずれかの方法を採用する。

(7) 毎個審査

1 包装ごとに抜取り審査を行う。

(イ) 抽出による確認

審査場所の状況を勘案して、次の移動法または静置法により確認する。

a 移動法

(a) 連続して作製される審査を行う対象の個袋を、原則として100 個以上について毎個確認し、不良個袋（審査の基準に適合しないものをいう。以下同じ。）率を決定し、不良個袋率が5.05% 以下の場合に限り抽出による審査を行う。

(b) 抽出審査に移行する場合には、まず審査基準に適合する個袋が連続して次の数に至るまで毎個の審査を行う。もし当該数に至る前に不良個袋が見出されれば、新たに次の個袋から数え始め、毎個審査を続ける。

不良個袋を合格個袋と取り換える場合43 個

不良個袋を取り除く場合44 個

(c) 合格個袋が(b)の数に至った場合には、次の個袋から10 個ごとに区切り、この各抽出区切りから無作為に1 個を抽出して審査し、当該個袋が合格する限りこの抽出による審査を続ける。

(d) 抽出審査で不良個袋が見出されれば、次の区切りから毎個審査に戻るものとする。

b 静置法

(a) 均質な荷口を構成する個袋群から、次の表において荷口中の個袋数ごとに掲げた抽出個袋数を無作為に抽出し、審査をする。

荷口中の個袋数（個）	抽出個袋数（個）	不良個袋数（個）
50 以下	17	0
51～100	33	1
101～200	60	3
201～300	83	5
301～400	100	6
401～500	110	7
501～600	125	8
601～800	140	9
801～1000	150	10

(b) 審査の結果、不良個袋数が(a)の表に掲げる数を超えないときは、当該荷口は合格とする。また、超えるときは、毎個審査に切り換えるものとする。

(c) 不良個袋は、取り除くものとする。

(ウ) ばら審査

a 施設において連続的に処理され、自動試料採取装置を設置している場合における審査の試料は、経時的、経量的に受検ロットの重量のおおむね1/1,000 以上を採取する。

b aの方法により採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器または四分法により縮分して審査対象試料を作成する。

c ばら審査の荷口単位は、稲にあってはおおむね2 トン、麦類および大豆にあってはおおむね3 トンを1 審査ロットとする。

② 発芽率の測定方法

a 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに1区100粒、4反復計400粒を用意する。

b 測定条件

種類	発芽床の条件	温度	測定日		休眠打破法その他の留意事項
			第1回目	最終	
水稻	ろ紙の上、間または砂の中	25℃	5	14	予熱(50℃、7日以内)、水または1規定硝酸、1%過酸化水素水に浸漬(24時間)
大麦	ろ紙の間または砂の中	20℃	4	7	予熱(30~35℃、7日以内)、予冷(5~10℃、7日以内)または0.05%ジベレリン(GA)溶液に浸漬、1%過酸化水素水に浸漬(24時間)
はだか麦	ろ紙の間または砂の中	20℃	4	7	予熱(30~35℃、7日以内)、予冷(5~10℃、7日以内)または0.05%ジベレリン(GA)溶液に浸漬、1%過酸化水素水に浸漬(24時間)
小麦	ろ紙の上、間または砂の中	20℃	4	8	予熱(30~35℃、7日以内)、予冷(5~10℃、7日以内)または0.05%ジベレリン(GA)溶液に浸漬、1%過酸化水素水に浸漬(24時間)
大豆	ろ紙の間または野菜用育苗培土の中	25℃	5	8	—

(注1) 温度は、上下1℃の範囲に留める。

(注2) 測定日には、休眠打破を行った期間は含まない。第1回目の測定日は、1ないし3日の幅を持ってよい。発芽率の測定は、最終の測定日を過ぎて行ってはならない。

③ 測定結果の計算と誤差の取扱い

a 発芽率の測定結果は、4測定区の平均を百分率で整数(端数は四捨五入)として計算する。

b 発芽率の測定結果は、測定区の最高値と最低値の差が次の表の4測定区間誤差の範囲内であれば、そのまま用い、これを超える場合には、最高値区と残りの3測定区の差が次の表の3測定区間誤差の範囲内であれば、最低値区を除いた上位3測定区の平均値を用いるものとするが、差が誤差の範囲を超える場合には、再測定を行う。

c 最初の2測定区の測定値が次のすべてを満たしている場合には、bにかかわらず、残りの2測定区の測定を省略することができるものとする。

(a) 2つの測定値がいずれも規定の合格基準に達していること。

(b) 2つの測定値の平均が93パーセント(麦類および大豆にあつては、85パーセント)以上であること。

(c) 2つの測定値の差が10以下であること。

平均発芽率 (%)	測定区間差誤差の最高限度		平均発芽率 (%)	測定区間差誤差の最高限度	
	4 測定区間	3 測定区間		4 測定区間	3 測定区間
99	5	—	86～84	14	13
98	6	5	83～81	15	14
97	7	6	80～78	16	15
96	8	7	77	17	15
95	9	8	76～73	17	16
94～93	10	9	72～71	18	16
92～91	11	10	70～67	18	17
90～89	12	11	66～64	19	17
88～87	13	12	63～56	19	18

(3) 異種種子、異品種種子、雑草種子および病虫害種子の測定方法

① 測定試料の採取および分離

測定試料は、1 測定単位につき水稻50 g、麦類100 g および大豆500 g を採取し、純種子、異品種種子、異種穀種子、雑草種子、病虫害種子およびその他の内容物に分離する。

② 測定および測定結果の処理

重量を小数点第1位までのグラム単位で秤量する。

6 原種等の配付

知事は、原種等を配付する際には、滋賀県農作物種苗配付規則第6条に基づいて、適正な品質を確保していることを示す証票（別添様式第8号）を包装に付すものとする。なお、同質遺伝子品種の場合に限り審査を行い適正と認められた原種を混合して配付することができるものとする。ただし、その証票には、混合した全ての品種名およびその混合比率（重量もしくは容積または重量比もしくは容積比）ならびに当該原種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入するものとする。

種子生産計画書

年 月 日

一般社団法人 滋賀県種子センター代表理事

種子生産者 住所
氏名（法人および生産者団体にあつては、その名称および代表者の氏名）

一般社団法人滋賀県種子センターと採種委託契約を締結した種子生産について、下記のとおり生産しますので、報告します。

記

1 種子生産を行うほ場の所在地および面積ならびに当該ほ場において生産しようとする主要農作物の種子の種類および品種の名称

番号	所在地	ほ場の面積	生産しようとする主要農作物の種子の種類名	同左品種名

- 2 農業経営の規模
- 3 主要農作物の採種に関する経験
- 4 主要農作物の採種のために利用する施設および機械（新規で購入した場合のみ記載）
- 5 その他

備考

- (1) 1に掲げる事項は、ほ場1筆ごとに所在地は番地まで記入すること。
- (2) 3の主要農作物の採種に関する経験については、自家採種以外の採種についての経験の有無を記入し、経験がある場合にあつては、採種に係る主要農作物の種類（水稻、麦類、大豆の別）ならびに採種の回数および場所を記入する。
- (3) 5のその他には、種子生産者が委託を受けて主要農作物の種子を生産する者である場合にあつては、委託者の氏名および委託条件を記入する。
- (4) 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- (5) 本様式による申請書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずる物による申請を行つても差し支えない。

別添様式第 3 号
 一般種子ほ場等に掲示する標札の参考様式

種子生産ほ場

ほ場番号		ほ場面積	アール
種 類		品 種	
所在地	小字 番地		
生産者 氏 名		前年度 作付品種	

(注 1) 標札は、堅牢なものとするとともに、耐水性のインク等を用いて記載すること。

(注 2) 標柱の場合は、標札の記載事項を見やすいところに記載すること。

(注 3) 生産者は、一般種子ほ場または原種ほ場等を経営する者をいう。

(注 4) 同質遺伝子品種（特定の病虫害抵抗性等の特定の形質を除き、他の形質は遺伝的に同質となるように改良された品種。以下同じ。）の原種を混合して一般種子を生産する場合には、「品種」の欄に、混合したすべての品種名および当該原種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入すること。

ほ場審査証明書

年月日

審査請求者 住所
氏名（法人にあつては、その名称および代表者の氏名）

〇〇農業農村振興事務所長

下記のほ場において生産される主要農作物の種子は、滋賀県水稲、麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱において定められる一般種子生産ほ場の基準を満たしていると認められるので、この旨証明する。

記

種類	品 種	ほ 場 所 在 地	見込収穫面積 (a)	見込生産数量 (kg)	備 考

備考

- (1) この証明書は、ほ場における審査が終了した後、審査請求者ごとに作成して交付する。
- (2) 種類は、水稲、麦類、大豆のいずれかを記入する。

別添様式第5-①号

表面（用紙の大きさは、縦6cm、横12cm以上とする。）

生産物審査証明書	
第	号
区分	一般種子
年月日 〇〇農業農村振興事務所長	

裏面

種子生産者	住所		
	氏名（法人にあっては、その名称および代表者の氏名）		
種類		品種	

備考

表面の番号欄の記載については、農業農村振興事務所長が交付するこの証明書の枚数に応じて一連番号を記載する。

別添様式第5-②号

用紙の大きさは、縦10cm、横12cm以上とする。

生産物審査証明書			
第	号		
区分	一般種子		
種子生産者	住所		
	指名（法人にあっては、その名称および代表者の氏名）		
種類		品種	
年月日 〇〇農業農村振興事務所長			

備考

表面の番号欄の記載については、農業農村振興事務所長が交付するこの証明書の枚数に応じて一連番号を記載する。

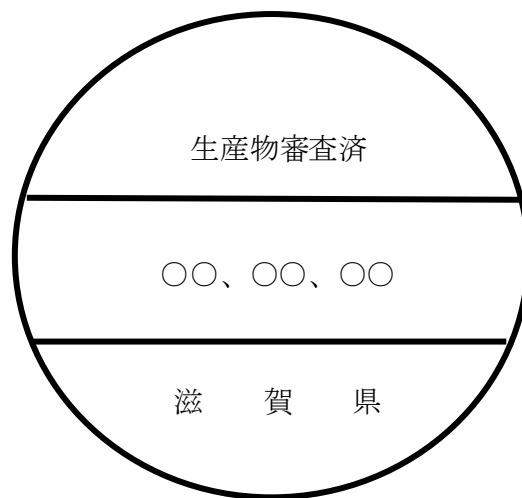
別添様式第5-③号

中札の参考様式

	年月日	種類	品	種子生産者	住所	氏名または名称	種子保証票
	切り取り線						
	滋賀県種子センター						

別添様式第5-④号

包装袋に押なつする証明印の参考様式



(注) 外円の直径は3 cm程度とし、中央部に日付が付せる回転印とする。

別添様式第6号

年産水稲（麦類・大豆）ほ場審査成績書

〇〇農業農村振興事務所

ほ場番号	生産者氏名	品種名	面積	合格		不合格		不合格の理由						備考	
				面積	収穫見込	面積	収穫見込	異種異品種	変種の混入	雑草	特定病虫害	その他の病虫害	気象被害		生育障害
			a	a	kg	a	kg	a	a	a	a	a	a	a	
計															

(注) 備考欄には、病害・災害の名称（例：いもち病・風害）を記載すること。

別添様式第7号

年産水稲（麦類・大豆）生産物審査成績書

〇〇農業農村振興事務所

生産者氏名	品種名	審査数量	合格数量	不合格数量	不合格の理由					証明書		適用
					発芽率	異品種	異種穀粒	雑草種子	病虫害粒	交付枚数	交付時期	
		kg	kg	kg	%	kg	kg	kg	kg	枚	月日	
計												

(注) 適用欄には、発行した証明書の枚数（証明にあっては、押なつた枚数）と交付の月日を記入すること。

別添様式第 8 号

_____ 原種	
品 種	
容 量	
産 地	